

---

## 被災者台帳等を活用した 災害ケースマネジメントの取組について

---

令和7年11月12日



内閣府政策統括官(防災担当)付  
参事官(避難支援担当)付





## 本日の内容

1. 災害ケースマネジメントとは
2. 災害ケースマネジメントに関する内閣府の取組
3. 災害ケースマネジメントに活用可能な事業等
4. 被災者台帳の活用



# 1. 災害ケースマネジメントとは



## 災害ケースマネジメントとは

- 被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別の相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力をもつ関係者と連携しながら、当該課題等の解消に向けて継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようにマネジメントする取組
- 令和5年5月改正にて、防災基本計画に位置付け



## ◆相談会・アウトリーチによる被災者の発見、状況把握

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの自立・生活再建のプロセスを支援するものである。被災者の中には、支援の窓口に出向くことが難しい者や本来支援が必要であるにもかかわらず声を上げられない者もいることから、相談会や訪問・見守り等のアウトリーチにより、積極的に支援が必要な被災者を発見し、被災者一人ひとりの抱える課題を把握する。

## ◆官民連携による被災者支援

被災者支援の実施主体は行政である一方で、被災者の抱える様々な課題に対応するための専門性が必要とされることなどから、行政単独での災害ケースマネジメントの実施は困難であり、民間の団体や機関と連携して取り組むことが重要である。官民がそれぞれの専門性、強みを活かして取り組むことで、効果的かつ効率的な被災者支援につながる。

## ◆被災者の個々の課題に応じた支援の検討・つなぎ

被災者の抱える課題は、同じ地域内でも世帯構成や住まい方によって異なるものであることから、一人ひとりの課題に応じた支援を実施することが必要である。このため、災害ケースマネジメントは、相談会やアウトリーチにより得られた被災者の状況を整理し、支援方針を検討（ケース会議）の上、それぞれの被災者に合わせ、多様な主体が様々な支援策を組み合せて総合的な支援を実施する。

## ◆支援の継続的な実施

災害ケースマネジメントは、被災者の自立・生活再建のプロセスを支援するものであり、相談会やアウトリーチによる課題の把握→ケース会議による支援方針の決定→支援の実施、を継続的に繰り返し行い、都度、再建に向けた進捗の確認や支援方針の修正等を行うなど寄り添った支援を実施する。

# 災害ケースマネジメントの全体像



	平時	発災直後 ～避難所運営段階	避難所閉所検討 ～応急仮設住宅供与段階	応急仮設住宅 供与段階以降	
被災者の生活		<b>避難所</b>	<b>応急仮設住宅</b>	<b>災害公営住宅</b>	
支援体制等	実施体制の検討・構築（市町村内） 計画等への位置づけ 災害ボランティアセンター設置・運営	支援関係機関、NPO等との連携 人材確保・育成、研修実施			
被災者支援	相談会 アウトリーチ等	罹災証明書発行 被災者台帳作成・活用	○主な目的 ・応急的な対応が必要な被災者の発見及び状況の把握 ・生活再建に向けた支援情報の適切な周知（罹災証明書の発行等） ○対象 ・避難所避難者、在宅避難者  →応急的な対応が必要な被災者については、医療や保健、福祉につなぎ、災害関連死を防止	○主な目的 ・住まいの再建、日常生活の自立にあたっての支援が必要な被災者の発見及び課題の把握 ○対象 ・当該災害の被災者（全数調査が望ましい）  →アウトリーチで被災者の状況を把握し、得られた情報を精査・アセスメントを実施、支援が必要な者と課題を特定	○主な目的 ・継続的支援が必要な被災者に対する見守り・相談支援 ○対象 ・仮設住宅入居者、在宅被災者等  →アウトリーチで得られた情報を踏まえ、適宜アセスメントを見直し
	災害ケースマネジメント ケース会議	※必要に応じて開催 ※応急的に対応が必要な被災者を医療・福祉等の支援につなぐことが重要	○目的 ・アウトリーチ、アセスメントの結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内閣連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等	○目的 ・アウトリーチ結果等を踏まえ個々の課題に応じた支援方策を検討 ○参加者 ・行政内閣連部局、福祉関係者、支援サービス提供者、NPO等	
	支援へのつなぎ等	必要に応じて、適切な支援先へのつなぎ等支援を実施	・適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 ・次の生活への繋ぎ等、避難所で生活する被災者への支援を実施	適切な支援先へのつなぎ等支援を実施 →行政内閣連部局、支援関係機関、士業団体、NPO等	
	災害ケースマネジメント 情報連携会議	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、避難所運営や要対応者への対応状況、全体的な方針等の共有 ○参加者 ・行政内閣連部局、災害ボランティアセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内閣連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	○目的 ・被災者支援の全体状況の共有、アウトリーチの進捗状況、ケース会議の実施状況等の共有 ○参加者 ・行政内閣連部局、地域支え合いセンター、支援関係機関、NPO等	



## 【ケース会議で取り扱う議題の例】

- ケース会議の対象とする被災者に関する情報の共有
- 被災者の自立・生活再建にあたっての課題の抽出・整理
- 支援方策の決定・順位付け
- 被災者の課題解決に向けた長期・短期の目標や達成時期の目安設定
- 被災者支援に係る役割分担の確認

## 【ケース会議の構成員の例】

- ケース会議の構成員は、
  - ・ 地方公共団体の災害対応、福祉、就労、教育、住宅等関係部局の職員に加え、
  - ・ 社会福祉協議会、介護支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士等福祉関係者、
  - ・ 医師、看護師、保健師等保健医療関係者
  - ・ 建築士、弁護士、行政書士、司法書士等の土業関係者、
  - ・ NPO・ボランティア等の民間団体、民生委員

等が想定される。



被災者が賃貸型応急住宅に入居するケースが多く、  
書面調査だけでは、被害の実像が見えづらかった



生活再建支援員による  
全世帯への個別訪問



被災者支援  
ワーキンググループ (WG)

住まいの再建の実現性  
×  
日常生活の自立性



## 被災イメージ

- ・誰がどこでどのように困るのか？
- ・どのような支援が必要になるのか？



## 情報の把握

- ・誰が把握すべきか？
- ・何を把握すべきか？
- ・どういう手段で把握すべきか？

例:全戸訪問、DXの活用



## 体制づくり

- ・誰が何をする(できる)のか？



平時から、関係者間で話し合い、明確化しておく





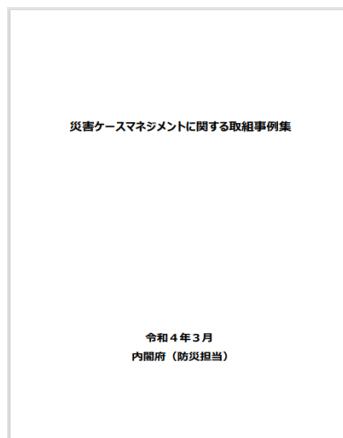
## 2. 災害ケースマネジメントに関する内閣府の取組

# 災害ケースマネジメントに関する内閣府の取組



令和 3 年度	・先進的な取組を行う自治体の事例を集めた <u>取組事例集を作成・公表</u>
令和 4 年度	・災害ケースマネジメントの標準的な取組方法をまとめた <u>手引書を作成・公表</u> （3 月） ・災害ケースマネジメントの平時の準備状況などの自治体の取組について調査を実施
令和 5 年度	・令和 5 年 5 月の <u>防災基本計画</u> の見直しにおいて、「災害ケースマネジメント」の位置づけを明確化 ・取組事例集や手引書を活用し、地方公共団体職員、福祉関係者、NPO 等の幅広い関係者を対象とした <u>地方公共団体及び関係民間団体</u> 向け説明会を 10 つの都道府県と連携して実施
令和 6 年度	・地方公共団体及び関係民間団体向け説明会を 5 つの都道府県と連携して実施。 ・平時からの災害ケースマネジメント実施体制を整備するため、 <u>4 自治体と連携してモデル事業を実施</u> ・全国レベルの関係団体で構成される <u>災害ケースマネジメント全国協議会</u> を設置。

【災害ケースマネジメントに関する取組事例集】  
(令和 4 年 3 月作成)



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/zenpen.pdf>



【災害ケースマネジメント実施の手引き】  
(令和 5 年 3 月作成)



<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/pdf/r5zenpen.pdf>





【令和7年度説明会開催団体】栃木県、山梨県、京都府、岐阜県

（令和6年度：北海道、富山県・長野県、鳥取県、茨城県）

（令和5年度：岡山県、福岡県、兵庫県・奈良県、静岡県、岩手県・宮城県・福島県、愛知県・岐阜県）

## プログラム例

（1）基調講義 学識経験者による講演等

（2）事例紹介 社会福祉協議会や士業関係者、NPO、専門職の有識者が過去の災害時における取組を紹介

（3）グループワーク 具体的なケースを題材に被災者当事者の状況を理解し、支援につなげるまでを議論

【令和7年度モデル事業実施団体】伊達市、埼玉県、荒川区、富山県、愛知県、三重県、鳴門市、高知県

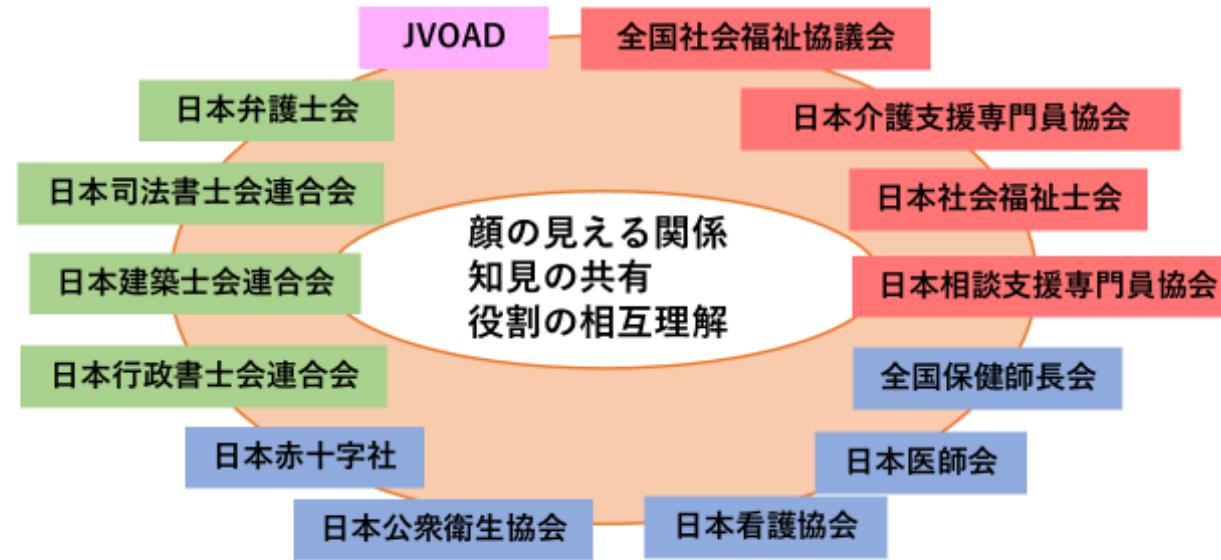
（令和6年度：伊勢市、岡崎市、愛知県、高知県）

自治体名	事業（例）	自治体名	事業（例）
伊達市	職員及び関係団体への周知啓発及び関係構築を目的とした研修を実施。外部アドバイザーの助言を受け、関係部署及び関係団体をメンバーとした評議会を設立。	愛知県	関係機関や民間団体との連携体制の構築を目指し、市町村担当職員の知見の向上やノウハウの共有を図るための研修を実施。
埼玉県	自治体、民間事業者、社会福祉協議会、中間支援組織、NPO、士業団体等で構成される協議会の設置。実災害を想定した図上訓練等を実施。	三重県	県内市町との取組を促進するため、県の指針を策定とともに、意識啓発等を目的とした外部講師を招いた研修を実施。
荒川区	外部講師を招き講義と、多職種連携に関するグループワークを実施。	鳴門市	庁内の関係部局と災害ケースマネジメントの必要性や実施主体としての役割分担を共有するための研修会を実施。
富山県	協議会を通じた体制整備構築に向け、協議会構成員の知識・スキル向上を目的とした訓練プログラムを開発。	高知県	災害ケースマネジメントの手順や体制をまとめた「実施計画書」の作成。市町村を対象に研修等を実施。

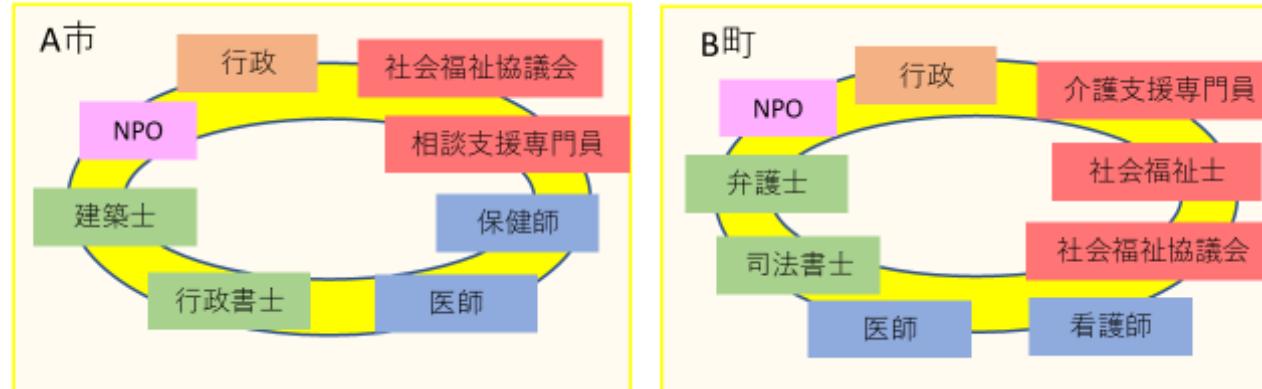
## 災害ケースマネジメントに関する内閣府の取組②（全国協議会）



## 災害ケースマネジメント全国協議会



## 地域レベルの取組を後押し



### 【構成団体】

全国社会福祉協議会	日本介護支援専門員協会
日本社会福祉士会	日本相談支援専門員協会
全国保健師長会	日本医師会
日本看護協会	日本公衆衛生協会
日本赤十字社	日本行政書士会連合会
日本建築士会連合会	日本司法書士会連合会
日本弁護士連合会	
全国災害ボランティア支援団体ネットワーク (JVOAD)	



## 第1回会議の様子（令和6年10月）

※各都道府県においても、関係者間の協議体等の設置をお願いします。



### 3. 災害ケースマネジメントに活用可能な事業等



## 趣 旨

※災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

## 改正内容

### ①国による災害対応の強化

- 1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法
- 2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

### ②被災者支援の充実

#### 1) 被災者に対する福祉的支援等の充実

★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。



車中泊への対応



高齢者等への対応

#### 2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

#### 3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。



炊き出し



被災家屋の片付け

#### 4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

### ③インフラ復旧・復興の迅速化

#### 1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。



水道の復旧  
(被災した浄水場)

#### 2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

#### 3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例

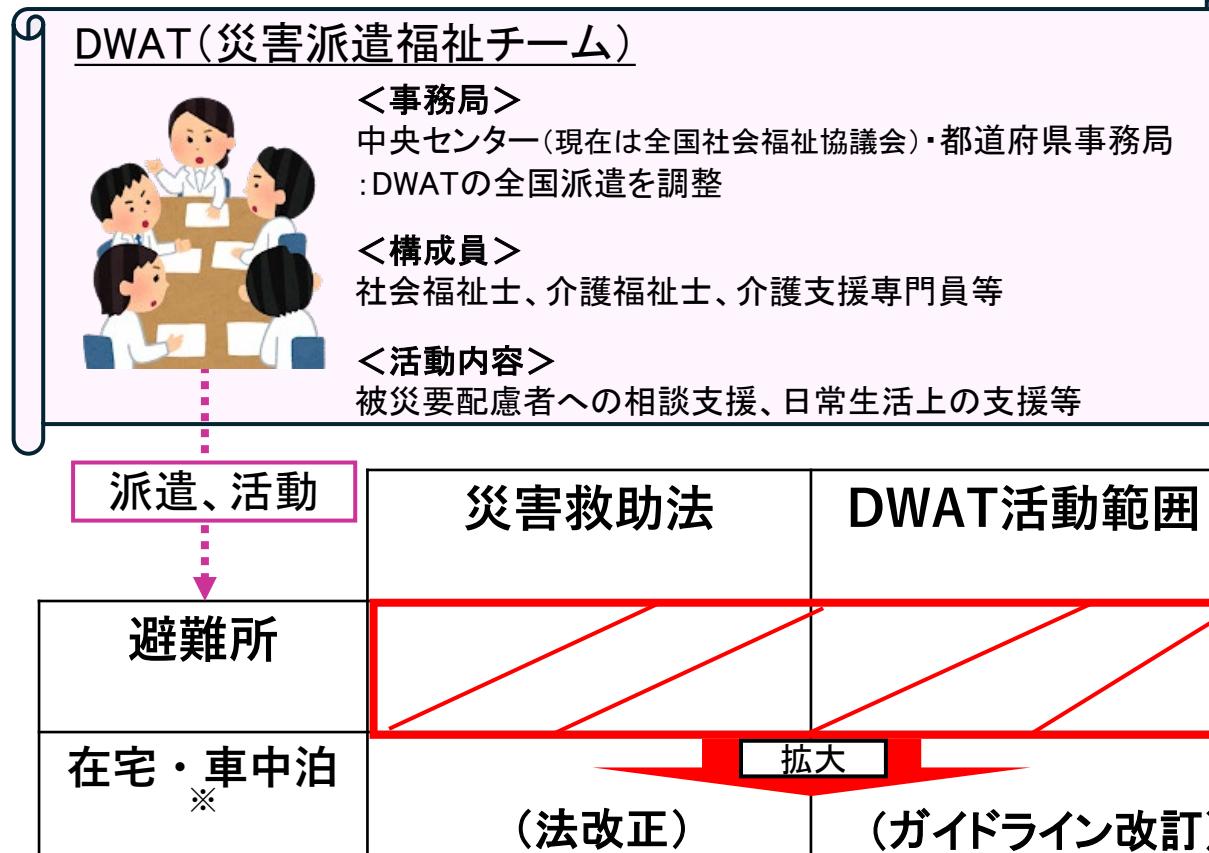
★大規模災害復興法

# 避難者に対する福祉的支援の充実



- 高齢者等の要配慮者である在宅避難者や車中泊避難者など多様な支援ニーズに対応するため、**災害救助法における救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加するとともに、福祉関係者との連携を強化。**
- これまで、DWAT（災害派遣福祉チーム）による福祉的支援は避難所で行う旨規定されているが、今般、在宅、車中泊で避難生活を送る要配慮者に対しても、福祉的支援を充実。

※ 災害救助法や災害対策基本法の改正と、厚生労働省ガイドラインの改訂（DWATの活動範団の拡大）にて対応



※これまで、在宅等で避難する要配慮者に対し、  
被災者見守り・相談支援等事業による見守り等が行われてきた

(参考) 災害救助法（昭和22年法律第118号）（抄）  
(救助の種類等)  
第四条 第二条第一項の規定による救助の種類は、  
次のとおりとする。  
一 避難所及び応急仮設住宅の供与  
二 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給  
三 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与  
四 医療及び助産  
五 被災者の救出  
六 福祉サービスの提供  
七 被災した住宅の応急修理  
八 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与  
九 学用品の給与  
十 埋葬  
十一 前各号に規定するもののほか、政令で定めるもの  
2～4 (略)

(参考) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）  
(避難所における生活環境の整備等)  
第八十六条の六 災害応急対策責任者は、災害が発生したときは、法令又は防災計画の定めるところにより、遅滞なく、避難所を供与し、避難者の数、避難所の生活環境その他の避難所の運営状況に関する情報を把握するとともに、当該避難所に係る必要な安全性及び良好な居住性の確保、当該避難所における食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他避難所に滞在する被災者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
2 (略)

(避難所以外の場所に滞在する被災者についての配慮)  
第八十六条の七 災害応急対策責任者は、やむを得ない理由により避難所に滞在することができない被災者に関する情報を把握するとともに、これらの者に対しても、必要な生活関連物資の配布、保健医療サービス及び福祉サービスの提供、情報の提供その他これらの者の生活環境の整備に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。  
2 (略)



# 災害NPO・ボランティア団体等の登録制度

- 令和6年能登半島地震では、発生直後から、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者援護において重要な役割を担っていただいているところ。
- 官民連携体制の強化のために、**NPO、ボランティア団体等を国が事前に登録する制度を創設**。登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有し、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援を実施。





## 被災高齢者等把握事業

○概要：

在宅高齢者等に対し、個別訪問等による早期の状態把握や必要な支援の提供へのつなぎなど、災害の発生より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業。

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村（委託可）

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合 10/10  
②上記以外の場合 1/2

## 被災者見守り・相談支援等事業

○概要：

応急仮設住宅入居者等に対し、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで、被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う事業。

○実施主体：災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市及び市町村（委託可）

○補助率：①特定非常災害の指定がある場合

発災年度を含み3年：10/10、4～5年目：3/4、6年目以降：1/2

②上記以外の場合 1/2

【地域支え合いセンターの設置例】  
(岡山県倉敷市)



# 多職種連携による被災者支援（事例紹介）



令和7年9月に台風被害があった静岡県牧之原市においては、被災者に寄り添い、早期の生活再建につなげるため、罹災証明書の発行会場において、**土業連絡会によるなんでも相談会を速やかに開設。**



【相談会場の様子】



【チラシ】



※ 支弁については、災害救助事務取扱要領(令和7年10月27日改定通知)の 9 福祉サービスの提供 にて位置づけたところ。

## (6) 基準額

法による福祉サービスの提供のため支出できる費用は、原則として次による。

(中略)

エ 福祉に関する相談を中心に、災害応急期における被災者あらゆる相談に対応する目的で、都道府県知事等が各士業関係者と連携し主催する相談会等の相談対応や、都道府県知事等の要請を受けて、各士業関係者が連携して開催する相談会等の相談対応についても福祉サービスの提供として整理して差し支えない。ただし、被災者台帳や内閣府が示す被災者台帳ヒアリングシート（例）等を活用し、都道府県知事等と士業関係者間で、相談を受けた被災者に関する情報共有を密に行うこと（例：士業関係者は、あらかじめ被災者本人の同意を得たうえで、相談内容を当該自治体に提供する。）。

このとき、相談対応に要する日当、時間外勤務手当、旅費（宿泊費を含む。）等については、賃金職員等雇上費で取り扱うこととなるが、他の福祉サービスの提供主体との公平性に鑑み、当該都道府県等の常勤の職員（福祉職）に相当する者の給与を考慮した額とすること。ただし、ここでいう「相談対応」とは、被災者のニーズを明らかにし、支援につなぐことを想定したものであることから、被災者から相談があった内容のうち、各士業関係者が、業として個別具体的の案件として処理することで発生する報酬に相当する費用等については、国庫負担の対象外となる。また、各種法令に基づく相談対応は、各種法令による支援が優先されるため国庫負担の対象外となる。



## 4. 被災者台帳の活用



## 被災者台帳とは

災害発生時に市町村が行う被災者支援について、「支援漏れ」や「手続の重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約するもの（平成25年6月の災害対策基本法改正により新設（平成25年10月1日施行））。

## 被災者台帳の記載・記録事項

（災害対策基本法第90条の3、災害対策基本法施行規則第8条の5）

市町村は、以下を記載した被災者台帳を作成することができる。

- ① 氏名
- ② 生年月日
- ③ 性別
- ④ 住所又は居所
- ⑤ 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- ⑥ 援護の実施の状況
- ⑦ 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- ⑧ 電話番号その他の連絡先
- ⑨ 世帯の構成
- ⑩ 罹災証明書の交付の状況
- ⑪ 市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先
- ⑫ ⑪に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時
- ⑬ 被災者台帳の作成に当たって行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第五項に規定する個人番号を利用する場合には、当該被災者に係る個人番号
- ⑭ ①～⑬に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項

## 被災者台帳の作成、台帳情報の利用及び提供

### 総合的かつ効果的な被災者への援護の実施

#### 台帳情報の利用

（災害対策基本法第90条の4 第1項第2号）

- 市町村が被災者に対する支援の実施のため  
内部で利用。

#### 台帳情報の提供

（災害対策基本法第90条の4 第1項第1号、第3号、第4号）

- 被災者援護を効率的に行うため、  
必要に応じて申請に基づき台帳情報の外部  
提供も可能。
  - ・他の地方公共団体：本人同意不要
  - ・登録被災者援護協力団体：本人同意不要  
※改正災対法で追加
  - ・地方公共団体以外の者：原則本人同意必要

## 被災者台帳の作成例

No.	地区	被災者台帳											
		町村名	丁目名	番地	住居番号	カタカナ名	氏名	生年月日	性別	住所（住居）	被災状況	被災（住居に異なる場合）	電話番号
1	丸森	1020 本町	1111	102110001-9877-72	丸森 大輔	025.12.22.1	男	宮城県伊具郡丸森町平井里	丸森町金山字平井1 号	1	060-1211-1111	複数	
2	丸森	1020 本町	1112	102110001-9877-72	丸森 芳子	029.12.20	女	宮城県伊具郡丸森町平井里	丸森町金山字平井1 号	1	070-2222-2222	複数	
3	丸森	1020 本町	1113	102110001-9877-72	丸森 次郎	036.7.10	男	宮城県伊具郡丸森町平井里	丸森町金山字平井1 号	1		複数	
4	丸森	1020 本町	11111	102110001-9877-72	丸森 真子	056.6.10	女	宮城県伊具郡丸森町平井里	丸森町金山字平井1 号	1		複数	
5	丸森	1020 本町	11122	102110001-9877-72	丸森 梨子	021.12.21	女	宮城県伊具郡丸森町平井里	丸森町金山字平井1 号	1		複数	
6	丸森	1020 本町	11133	102110001-9877-72	丸森 真子	029.5.11	女	宮城県伊具郡丸森町平井里	丸森町金山字平井1 号	1		複数	

# 被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について（事務連絡）



府政防第 1092 号  
令和 7 年 7 月 8 日

各都道府県担当部局長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難支援担当）

## 被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について

平素より、被災者支援行政に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

今般、災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 51 号。以下「改正法」という。）の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点は、「災害対策基本法等の一部を改正する法律について（令和 7 年 7 月 1 日府政防第 1051 号消防災第 104 号）」により通知したところですが、下記に、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「法」という。）第 90 条の 3 及び第 90 条の 4 に規定する被災者台帳の作成等について、更なる留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、関係部局及び都道府県内市区町村に周知し、災害ケースマネジメント等の被災者支援に万全の対応を実施していただけようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出するものであることを申し添えます。

記

### 1. 改正法により新たに規定された内容について

（1）被災者台帳（法第 90 条の 3 第 1 項に規定する「被災者台帳」をいう。以下同じ。）の作成について

改正法による改正前の災害対策基本法（以下「旧法」という。）第 90 条の 3 第 4 項に基づき、市町村長は、被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることが可能とされています。

今般、改正法により、同項に基づき、被災者に関する情報の提供を求めることが可能となる对象として、登録被災者援護協力団体（法第 33 条の 2 第 1 項の登録を受けた被災者援護協力団体をいう。以下同じ。）を規定しました。

また、市町村長が、他の都道府県の区域に一時的に滞在する被災者に対し法第 90 条の 3 第 4 項の規定による要求を行うときは、都道府県知事に対し協力を求めることが可能となるとともに、都道府県知事は、その要求に応ずるため必要があると認めるときは、関

係地方公共団体の長その他の者に対して、当該被災者に関する情報の提供を求めることが可能としました。

### （2）台帳情報の利用及び提供について

旧法第 90 条の 4 第 1 項各号に基づき、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報（同項に規定する「台帳情報」をいう。以下同じ。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができるとしています。

- ・本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ・市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- ・他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

今般、上記に加え、次の事項を追加しました。

- ・災害に起因して生活環境が安定しないことから被災者の生命又は身体を害するおそれがある場合において、市町村長が、当該被災者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認め、その市町村の区域内で被災者援護協力業務を実施し、又は実施しようとする登録被災者援護協力団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける登録被災者援護協力団体が、被災者援護協力業務に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

### 【通知掲載箇所（内閣府HP）】

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/hisaisyadaicho.html>



## 被災者台帳の作成等に関する簡単手引き ～災害ケースマネジメントの実施に向けて～

令和7年8月  
内閣府(防災担当 避難支援室)

## 目 次

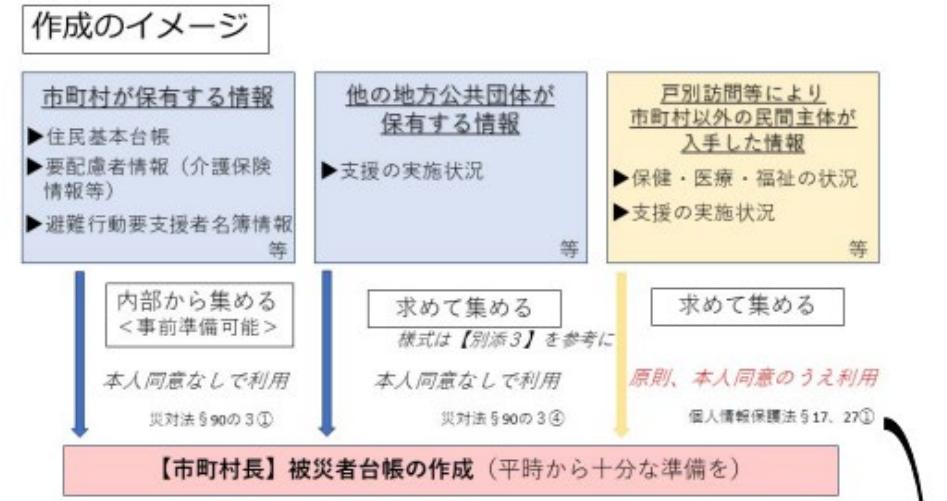
目 次.....	1
I はじめに.....	2
II 被災者台帳の作成等に係る基本的な考え方.....	3
III 主な留意点.....	4
IV 被災者台帳の作成手順、利用及び提供.....	9
V 参考資料.....	10
【別添1】被災者台帳の概要.....	10
【別添2】被災者台帳作成チェックリスト.....	11
【別添3】被災者に関する情報の提供依頼文（例）.....	13
【別添4】台帳情報の提供依頼文（例）.....	14

【通知掲載箇所（内閣府HP）】  
<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/hisaisyadaicho.html>

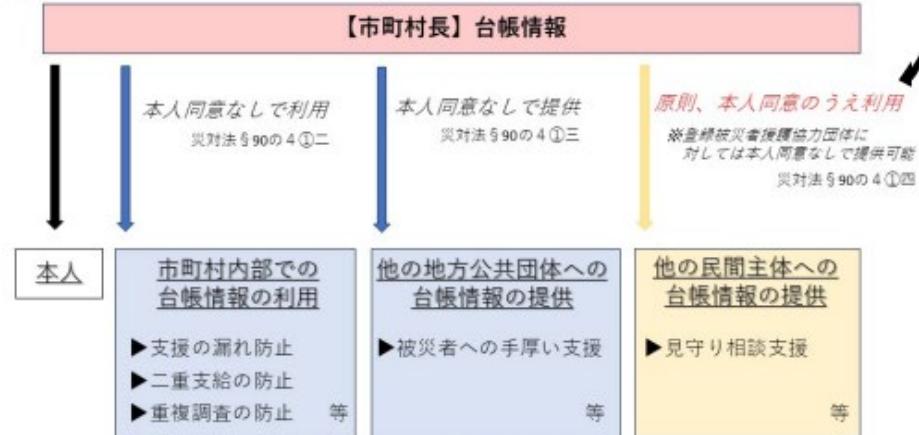
# 被災者台帳の作成等に関する簡単手引き②



## 【別添1】



## 利用及び提供のイメージ



災対法施行規則§8条の6①に  
基づく申請が必要。  
申請書の様式は【別添4】  
を参考に。

# 被災者台帳の作成等に関する簡単手引き③



## 【別添2】被災者台帳作成チェックリスト

### 被災者台帳作成・災害ケースマネジメント実施に向けた 簡単チェックリスト

内 容	チ ケ ッ ク																								
<p>被災者台帳に記載・記録する事項を、担当部署との協議を経て、災害対応部署において決定し、平時から様式を周知しておくこと。</p> <p>＜ポイント＞</p> <p>① 被災者台帳に記載・記録する事項に関して、関係部署と考えられる部署に対して個別ヒアリングを行った上で、記載事項を確定させておくこと（4頁参照）。</p> <p>※1 ヒアリング内容（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係部署が有している情報の保有状況（どのようなデータ項目があるのか）</li> <li>・どのような情報の利用を希望しているか（他の部署が有している●●に関する情報が欲しい）</li> <li>・被災者台帳を作成した際の利用方法 等</li> </ul> <p>※2 各種情報の保有部署及び保有情報の例</p> <table> <tbody> <tr> <td>・災害対応部署</td> <td>：家族等の安否、台帳情報の提供 等</td> </tr> <tr> <td>・住民基本台帳担当部署</td> <td>：氏名、生年月日、性別、住所、世帯主名 等</td> </tr> <tr> <td>・保健担当部署</td> <td>：居所、避難場所、支援の必要性 等</td> </tr> <tr> <td>・医療担当部署</td> <td>：医療サポートの利用状況、治療状況 等</td> </tr> <tr> <td>・福祉担当部署</td> <td>：要配慮者情報、国民保険料減免、 後期高齢者医療保険料減免、介護保険料減免 等</td> </tr> <tr> <td>・罹災証明書担当部署</td> <td>：罹災証明書の交付の状況 等</td> </tr> <tr> <td>・住まい支援担当部署</td> <td>：住宅関係情報 等</td> </tr> <tr> <td>・被災者支援担当部署</td> <td>：被災者生活支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、 義援金、貸付等 等</td> </tr> <tr> <td>・税担当部署</td> <td>：住民税減免、固定資産税減免、等</td> </tr> <tr> <td>・保育園・幼稚園・学校教育担当部署</td> <td>：幼稚園入園料減免、保育料減免 等</td> </tr> <tr> <td>・水道担当部署</td> <td>：水道料減免 等</td> </tr> <tr> <td>・住民担当部署</td> <td>：火葬料減免、ごみ処理料減免、 し尿・浄化槽汚泥処理料減免、 浄化槽使用料の徴収猶予・減免、 証明書発行手数料減免 等</td> </tr> </tbody> </table>	・災害対応部署	：家族等の安否、台帳情報の提供 等	・住民基本台帳担当部署	：氏名、生年月日、性別、住所、世帯主名 等	・保健担当部署	：居所、避難場所、支援の必要性 等	・医療担当部署	：医療サポートの利用状況、治療状況 等	・福祉担当部署	：要配慮者情報、国民保険料減免、 後期高齢者医療保険料減免、介護保険料減免 等	・罹災証明書担当部署	：罹災証明書の交付の状況 等	・住まい支援担当部署	：住宅関係情報 等	・被災者支援担当部署	：被災者生活支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、 義援金、貸付等 等	・税担当部署	：住民税減免、固定資産税減免、等	・保育園・幼稚園・学校教育担当部署	：幼稚園入園料減免、保育料減免 等	・水道担当部署	：水道料減免 等	・住民担当部署	：火葬料減免、ごみ処理料減免、 し尿・浄化槽汚泥処理料減免、 浄化槽使用料の徴収猶予・減免、 証明書発行手数料減免 等	<input type="checkbox"/>
・災害対応部署	：家族等の安否、台帳情報の提供 等																								
・住民基本台帳担当部署	：氏名、生年月日、性別、住所、世帯主名 等																								
・保健担当部署	：居所、避難場所、支援の必要性 等																								
・医療担当部署	：医療サポートの利用状況、治療状況 等																								
・福祉担当部署	：要配慮者情報、国民保険料減免、 後期高齢者医療保険料減免、介護保険料減免 等																								
・罹災証明書担当部署	：罹災証明書の交付の状況 等																								
・住まい支援担当部署	：住宅関係情報 等																								
・被災者支援担当部署	：被災者生活支援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、 義援金、貸付等 等																								
・税担当部署	：住民税減免、固定資産税減免、等																								
・保育園・幼稚園・学校教育担当部署	：幼稚園入園料減免、保育料減免 等																								
・水道担当部署	：水道料減免 等																								
・住民担当部署	：火葬料減免、ごみ処理料減免、 し尿・浄化槽汚泥処理料減免、 浄化槽使用料の徴収猶予・減免、 証明書発行手数料減免 等																								

内 容	チ ケ ッ ク
<p>② 作成方法は、通常の業務システムと連動したシステム、個別システム、内閣府が提供するExcel版のファイル、自治体におけるExcel版のデータベース作成、紙媒体等、多様な選択肢があるので、様式のどの欄にどの部署が入力するか事前に定め、当該様式を周知しておくこと。</p> <p>※ 援護の実施状況等の情報について、情報取得部署において個別に更新する頻度（毎日、1週間ごと等）を決定しておくこと。</p> <p>③ 災害時を想定して、様式を使った机上訓練を、関係部署で集まり毎年実施することが望ましいこと。</p>	<input type="checkbox"/>
<p><b>台帳情報の共有ルールを定めているか。</b></p> <p>＜ポイント＞</p> <p>① 台帳情報は、特定の行政目的達成のために各部署が保有する情報を、被災者の援護を実施する目的のために目的外利用を可能とするものであるため、利用する情報は当該目的の範囲内で限定することが必要。</p> <p>② 台帳情報について、その全てを関係部署間で共有しなければならないものではない。「被災者に対する援護の実施に必要な限度で」情報を共有するものであり、その範囲で共有部署を限定すること。</p>	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

# 被災者台帳の作成等に関する簡単手引き④（被災者台帳（例））



## 被災者台帳（例）

市町村が事前に記入しておくことが望ましい項目（住民基本台帳担当部署、福祉担当部署 等）

発災後、速やかに記入するべき項目（災害対応部署、保健担当部署、医療担当部署 等）

発災後、必要に応じて記入していく項目（災害対応部署、罹災証明書担当部署、住まい支援担当部署、被災者支援担当部署、税務担当部署、保育園・幼稚園・学校教育担当部署、水道担当部署、市民担当部署 等）

項目	基礎情報①					要記載者情報①												
	氏名	氏名（ふりがな）	生年月日	性別	住所	世帯主名	世帯主（該当の場合は○）	要記載者（該当の場合は○）	支援者の有無	障害者（該当の場合は○）	障害の種類	障害の程度	高齢者（該当の場合は○）	要介護認定区分	乳幼児（該当の場合は○）	妊産婦（該当の場合は○）		
基礎情報②						要記載者情報②					支援の必要性					医療の状況		
電話番号	メールアドレス	居所	避難場所（避難所、自宅、親戚・知人宅、車中泊、その他の別）	希望の避難場所（避難所、自宅、応急仮設住宅、災害公営住宅、親戚・知人宅の別）	家族等の安否	就業の有無	外国人（日本語の理解が難しい場合は○）	外国人（理解できる言語）	同伴避難のペットの有無（該当の場合は○）	トイレ支援の必要性（支援が必要ならば○）	食事支援の必要性（支援が必要ならば○）	入浴支援の必要性（支援が必要ならば○）	移動支援の必要性（支援が必要ならば○）	医療サポートの利用状況（人工呼吸器・在宅酸素・透析・インスリン注射・ストーマ（人工肛門・人工膀胱）・ア	治療状況（通院（継続・中断）服薬（継続・中断）			
台帳情報の提供																		
台帳情報の提供（同意する場合は○）	同意する情報提供先	外部の情報提供先	情報提供日	提供した情報（項目）														
罹災証明書の交付の状況						住宅関係					非住家の被災状況							
被害程度区分	罹災証明書交付枚数	罹災証明書申請日	罹災証明書申請者	罹災証明書発行番号	持家/借家の別	住宅の応急修理制度（該当の場合は○）	応急仮設住宅等入居（該当の場合は○）	災害公営住宅等入居（該当の場合は○）	非住家の被災状況	当該物件の所有者氏名	当該物件の所有者住所・居所	当該物件の所有者電話番号	当該物件の所有者メールアドレス					
被災者生活支援金						災害弔慰金					災害障害見舞金							
基礎支援金支給額①	基礎支援金申請日①	基礎支援金支給額②	基礎支援金申請日②	加算支援金支給額①	加算支援金申請日①	加算支援金支給額②	加算支援金申請日②	支給額	申請日	支給額	申請日							
義援金																		
義援金① 名称	義援金① 申請日	義援金① 支給額	義援金② 名称	義援金② 申請日	義援金② 支給額	③義援金 名称	義援金③ 申請日	義援金③ 支給額										
減免等																		
住民税減免（該当の場合は○）	固定資産税減免（該当の場合は○）	その他の税減免（該当の場合は○）	国民健康保険料減免（該当の場合は○）	後期高齢者医療保険料減免（該当の場合は○）	介護保険料減免（該当の場合は○）	幼稚園入園料減免（該当の場合は○）	保育料減免（該当の場合は○）	水道料減免（該当の場合は○）	火葬料減免（該当の場合は○）	ごみ処理料減免（該当の場合は○）	し尿・浄化槽汚泥処理料減免（該当の場合は○）	浄化槽使用料の微収猶予・減免（該当の場合は○）	証明書発行手数料減免（該当の場合は○）					
貸付等																		
災害復旧貸付（該当の場合は○）	災害援護資金貸付（該当の場合は○）	生活福祉資金貸付（該当の場合は○）	母子寡婦福祉資金貸付（該当の場合は○）															

# 被災者台帳ヒアリングシート（例）



市町村が事前に記入しておくこと  
 発災後、速やかに記入すること

## 基本情報

ふりがな			生年月日	
氏名			性別	
住所				
世帯主				
電話番号		メールアドレス		
居所				
避難場所	避難所・自宅・親戚・知人宅・車中泊・その他( )			
希望の避難場所	避難所・自宅・応急仮設住宅・災害公営住宅・親戚・知人宅・その他( )			
家族等の安否		就業の有無	有・無	

## 要配慮者情報

要配慮者	該当・該当なし	
支援者		
区分等	身体障害者手帳(種類・程度)	
	療育手帳	
	精神保健福祉手帳	
	要介護認定区分	
	理解できる言語(外国人の場合)	
	同伴避難のペット	有・無

## 各種支援の必要性

トイレ	必要あり・必要なし
食事	必要あり・必要なし
入浴	必要あり・必要なし
移動	必要あり・必要なし

## 医療の状況

医療リポートの利用状況	
・人工呼吸器	
・在宅酸素	
・透析	
・インスリン注射	
・ストーマ	人工肛門・人工膀胱
・アレルギー除去食	
・その他( )	
治療状況	
・通院	継続・中断
・服薬	継続・中断

## 情報の取扱い

関係行政機関、関係保健医療福祉機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の支援の実施に携わる関係者への情報提供の同意	同意あり・同意なし
--	-----------

# 被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について



事務連絡  
令和7年10月15日

各都道府県

被災者台帳所管部（局）長

殿

衛生主管部（局）長

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（避難支援担当）  
厚生労働省健康・生活衛生局健康課長

## 被災者に関する標準的なヒアリングシートの積極的な活用について

平素より、防災行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げる。  
令和6年能登半島地震においては、発災直後から、保健師、管理栄養士等（以下これらを「保健師等」という。）による巡回等により、被災者に関する情報の把握が迅速に行われた一方で、把握した情報の集約が円滑に進まないといった課題が生じており、デジタル行財政改革取りまとめ2025（令和7年6月13日デジタル行財政改革会議決定）においては、「被災者の情報を集約・共有できるようにしていくため、被災者情報を把握するための既存の各種フォーマット（例：保健師等による調査票、被災者台帳）の共通化に向けた検討を進める」とが記載されたところである。

今般、発災時に保健師等、社会福祉協議会、NPO等が巡回等により把握した被災者に関する情報を、関係者間で円滑に共有できるようにするため、別添のとおり、「被災者健康相談票（共通様式）」及び「被災者健康相談票（保健師等様式）」<sup>\*</sup>（以下これらを「標準的なヒアリングシート」という。）を作成し、下記のとおり、その活用方法等について整理したので、執務上の参考とされるとともに、関係部局及び管内市区町村に周知いただくようお願いする。

なお、標準的なヒアリングシートを積極的に活用いただきたいが、「健康相談票」等の従前のヒアリング様式を当分の間使用することでも差し支えないことを申し添える。

※「被災者健康相談票（保健師等様式）」については、現在、その内容について見直しを行っており、今後、修正が生じる可能性がある。

### 1 被災者に関する情報把握の在り方について

被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施するためには、被災者が避難生活を送る場所にかかわらず、被災者に関する情報の把握を徹底することが重要である。

被災者に関する情報の把握に当たっては、戸別訪問や電話等によるアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信（アプリ等による発信等）を促すことが効果的であり、アウトリーチによる情報把握については、保健関係者、医療関係者、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、NPOやボランティア等の民間団体など、様々な主体と連携して実施することが望まれる。

このほか、以下の点にも留意いただきたい。

- ・ アウトリーチの範囲は、全戸訪問による悉皆調査を含め、被災状況等に応じて検討すること。その際、孤立地域や要配慮者のいる世帯から訪問するなど、優先順位を決めること。
- ・ 要配慮者に関する情報の把握に当たっては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報も活用すること。
- ・ 避難所の案内や罹災証明書の申請案内など、必要な支援情報の提供を併せて行うこと。

### 2 被災者台帳と標準的なヒアリングシートの関係について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第90条の3第1項に基づき、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下「被災者台帳」という。）を作成することができることとされており、被災者台帳は、避難者に関する情報を集約し、関係者間で共有するに当たって大いに役立つ。

特に、今般、作成した「被災者健康相談票（共通様式）」は、被災者台帳に記載・記録する標準的な事項と連動したものとなっていることから、積極的な活用をお願いしたい。なお、集約した情報は、第90条の4第1項第2号から第4号までの規定に基づき、仮に、本人の同意が無い場合であっても、市町村内部での利用や自治体間での共有等が可能である。

また、「被災者健康相談票（共通様式）」が従前のヒアリング様式である「健康相談票」の項目を網羅していないことから、保健師等が「被災者健康相談票（共通様式）」を記載する際に併せて、「被災者健康相談票（保健師等様式）」についても記載し、収集した情報を保健医療活動に活用することが望ましい。



(参考)

- ・「被災者台帳の作成等に関する簡単手引き」(令和7年8月 内閣府(防災担当避難支援室))
- ・「被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について」(令和7年7月8日 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難支援担当)事務連絡)

(掲載元) 内閣府HP

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.html>

### 3 標準的なヒアリングシートの活用方法について

発災時、保健師等、社会福祉協議会、N P O等が巡回等により被災者に関する情報を把握する場合には、標準的なヒアリングシート（特に共通様式）を積極的に活用いただき、関係者間で速やかに共有すること。

「被災者健康相談票（共通様式）」を用いて得た情報については、前述のとおり、市町村内部での利用や自治体間での共有等を行う場合は本人の同意は不要だが、これら以外の者と共有を行う場合は個人情報保護法（平成15年法律第57号）第27条及び第69条の規定に基づき、原則、本人の同意が必要となる。したがって、後者の共有を行うことが想定される場合、「被災者健康相談票（共通様式）」を活用してヒアリングを行う際には、把握した情報について、支援の実施に必要な限度で、支援の実施に携わる関係者に対して提供を行う旨、本人の同意を得ること。

関係者に共有された情報は、速やかに、被災者台帳（被災者台帳システムを含む。）に記載・記録されることが望ましいことから、その記載・記録を担当する部署や職員など、役割分担については、平時から被災者台帳の担当部署において検討することが必要である。

また、被災者台帳に記載・記録された情報については、関係者に隨時共有することが可能となるため、例えば、被災者台帳システムの閲覧権限を取得するなど、災害時に必要な情報が、保健師等が所属するヒアリング実施部署にも隨時共有されるよう、平時から、被災者台帳の担当部署とヒアリング実施部署において調整をしておくことが望ましい。

これにより、巡回等により把握した情報が、関係者に速やかに共有され、被災者一人ひとりに寄り添って、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、継続的に支援を行う「災害ケースマネジメント」の円滑な実施につながる。

(参考)

- ・「災害ケースマネジメント実施の手引き」(令和5年3月 内閣府(防災担当))
- ・「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」(令和4年3月 内閣府(防

災担当))

- ・「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」(令和6年6月 内閣府(防災担当))

(掲載元) 内閣府HP

災害ケースマネジメントに関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/case/index.html>

在宅避難者・車中泊避難者の支援に関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/shien/index.html>

<問合せ先>

(本事務連絡全般に関すること)

内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(避難支援担当)付  
黒濱、小林、牧野、井形  
TEL:03-3593-2849 (内線 51360)

(災害時の保健師による保健活動に関すること)

厚生労働省健康・生活衛生局健康課 保健指導室  
北村、納富、尾川  
TEL:03-5253-1111 (内線 8925)

### 【通知掲載箇所（内閣府HP）】

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.html>



事務連絡  
令和7年9月10日

熊本県 知事公室危機管理防災課長 殿  
健康福祉部健康福祉政策課長 殿

内閣府政策統括官（防災担当）付  
参事官（避難支援担当）

## 被災者の良好な生活環境の確保に向けた 在宅避難者等に関する情報の継続的把握、被災者台帳の作成及び 災害ケースマネジメントの本格化について（依頼）

災害救助法が適用されたことにより、「避難所の確保及び生活環境の整備等について（依頼）」（令和7年8月12日付事務連絡）のとおり、避難所における良好な生活の質の確保をお願いしたところであるが、被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施するためには、被災者台帳を作成し、被災者の情報を一元的に集約するとともに、被災者台帳を活用した災害ケースマネジメントを実施することが重要である。

現在も避難生活が続いており、今般、災害救助法の適用期間が再延長されたところ、関係部局と連携のうえ、下記のとおり、在宅避難者等に関する情報の継続的把握、被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの本格化をお願いしたい。

また、災害救助法が適用されている市町の取組状況について、別紙様式にて、別途お知らせする期日までに、内閣府に情報共有をお願いしたい。

記

## 1. 在宅避難者等に関する情報の継続的把握

被災者一人ひとりに寄り添った支援を実施するためには、被災者が避難生活を送る場所にかかわらず、被災者に関する情報の把握を徹底することが重要である。

在宅避難者等の避難所外避難者については、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の 7 第 1 項により、その情報を把握することとされているが、その情報の把握に当たっては、戸別訪問や電話等によるアウトリーチの実施や、被災者自らの情報発信（アプリ等による発信等）を促すことが効果的である。

アウトリーチによる情報把握については、医療関係者、保健師、福祉関係者、自主防災組織、民生委員、NPOやボランティア等の民間団体など、様々な主体

と連携して実施することが効果的かつ効率的である。

このほか、以下の点にも留意いただきたい。

- ・アウトリーチの範囲は、全戸訪問による悉皆調査を含め、被災状況等に応じて検討すること。その際、要配慮者のいる世帯から訪問するなど、優先順位を決めること
- ・要配慮者に関する情報の把握に当たっては、避難行動要支援者名簿や個別避難計画に記載されている情報を活用すること
- ・支援者間で被災者に関する情報を共有できるよう、利用目的を特定し、本人の同意を取っておくこと
- ・避難所の案内や罹災証明書の申請案内など、必要な支援情報の提供を併せて行うこと
- ・被災高齢者等把握事業の活用を検討すること

### ＜被災高齢者等把握事業＞

地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をくらまない取組を一定期間、中的に実施する事業

参考)

戸別訪問や電話等によるアウトリーチの実施に当たっては、以下のヒアリングシート（例）を参考とされたい。

(提載元) 内閣府HP

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/hisaisyadaicho.htm>



## 2. 被災者台帳の作成

災害対策基本法第90条の3第1項に基づき、市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（被災者台帳）を作成することができることとされており、被災市町村においては、1. で把握した情報や避難所に滞在する避難者に関する情報を集約するに当たって、積極的に作成いただきたい。また、適宜時点更新を行うことにより、被災者に関する情報を継続的に把握できるよう努めていただきたい。

なお、災害対策基本法第90条の3第5項及び第6項に基づき、都道府県知事は、被災者台帳を作成する市町村長からの要求に応じて、市町村長に代わって、関係地方公共団体の長等に対して、被災者台帳に関する情報の提供を求めることができることとされている。

### （参考）

- ・被災者台帳の作成に当たっては、下記を参考とされたい。
- ・被災者台帳の作成等に関する簡単手引き（令和7年8月）
- ・被災者台帳を活用した被災者支援の積極的な実施について（通知）（令和7年7月8日）

### （掲載元） 内閣府HP

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/hisaisyadaicho.html>

## 3. 災害ケースマネジメントの本格化

災害ケースマネジメントは、被災者一人ひとりの被災状況や避難生活の課題等をアウトリーチにより把握したうえで、専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、継続的に支援することにより、被災者の自立・生活再建が進むようマネジメントする取組である。2. の被災者台帳も活用し、積極的に実施いただきたい。特に、避難所の閉所検討や応急仮設住宅の供与が始まる段階では、被災者の自立・生活再建に向け、住宅の被害状況や具体的な住まいの課題等の整理を行い、継続的な支援が必要な被災者を特定し、災害ケースマネジメントを本格化することが重要である。

また、被災者の抱える多様な課題に対応するためには、当該課題に対応できる専門性を有した専門家や民間団体との連携が必要不可欠である。社会福祉協議会等の福祉関係者（見守り・相談、福祉的支援等）、弁護士（法律的相談や被災者支援制度の助言等）や建築士（住宅修理の可否の助言等）等の士業関係者、N

POなど、様々な専門性を有する民間団体と連携して取り組むことが重要である。このため、被災者の個々の状況に応じた支援策を関係者間で検討する災害ケースマネジメントケース会議には、自治体の関係部局の職員に加え、こうした民間団体の方にも参画いただくことが望ましい。

なお、これまで、災害時に、被災者見守り・相談支援等事業を活用し、地域の社会福祉協議会等と連携して地域支え合いセンターを設置することにより継続的に見守り・相談等の支援を行った事例が多くあるため、その活用を積極的に検討されたい。

### ＜被災者見守り・相談支援等事業＞

被災者は災害救助法に基づく応急仮設住宅に入居するなど、被災前とは大きく異なった環境に置かれることとなる。このような被災者が、それぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守り支援や、日常生活上の相談を行ったうえで被災者を各専門相談機関へつなぐ等の支援を行う事業

＜担当：厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課＞

### （参考）

- ・災害ケースマネジメントの実施に当たっては、下記を参考とされたい。
- ・災害ケースマネジメント実施の手引き（令和5年3月）
- ・災害ケースマネジメントに関する取組事例集（令和4年3月）
- ・在宅避難者・車中泊避難者等の支援の手引き（令和6年6月）

### （掲載元） 内閣府HP

災害ケースマネジメントに関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/index.html>

在宅避難者・車中泊避難者の支援に関すること

<https://www.bousai.go.jp/taisaku/shien/index.html>

以 上

※ 大規模災害の発災時には、事務連絡を発出いたします。  
ご対応よろしくお願ひします。

ご清聴ありがとうございました。

